**記載例**

【様式第１号】

# こ　ど　も　園　入　園　申　込　書

令和　８年１１月４日

京　丹　波　町　長　様

申請者（保護者）

住　　所　〒６２２-０２９２
京丹波町蒲生蒲生野４８７番地１

氏　　名　京丹波　太郎

電話番号　０７７１（８２）１３９４

受付

携帯電話番号の場合、「父」「母」等、児童との続柄を余白に記入してください。

認、同意の上、こども園の入園を次のとおり申し込みます。

第１希望だけではなく、必ず第２希望、第３希望まで記入してください。

| | ふりがな<br>氏　　名 | 生　年　月　日 | 性　別 | 障害者手帳等の有無 |
|---|---|---|---|---|
| | きょうたんば　さぶろう<br>京丹波　三郎 | 令和４年９月１日 | （男）・女 | 有　・　（無） |

| | | |
|---|---|---|
| 入園希望園 | 第１希望　たんばこども園 | （希望理由）自宅から近いため |
| | 第２希望　みずほこども園 | （希望理由）自宅から２番目に近いため |
| | 第３希望　わちこども園 | （希望理由）母の職場から近いため |
| 保育希望期間 | 令和　９　年　４　月　１　日　から　令和　１０　年　３　月　３１　日まで | |
| 保育を希望する曜日・時間 | 利用曜日：（①月～金曜日）　②月～土曜日 | 利用時間　※土曜日除く：午前８時３０分～午後５時３０分 |
| 保育の実施を必要とする理由 | 両親等：（１）（１）<br>就労しており保育ができないため | |
| 第３子以降利用料無料化適用の有無 | ※令和　年４月１日現在において１８歳未満の子ど<br>場合「有」に、第１子及び第２子の児童の場合は<br>（有）（第３子以降の児童）　・　無（第１子及び第２子の児童） | |

年度単位で入園決定を行うため、令和１０年３月３１日が最長です。

裏面の基準から該当する番号を選び、父親が左（　）、母親が右（　）になるよう記入してください。なお、ひとり親家庭の場合は左（　）のみ記入してください。また、保育の実施を必要とする具体的な理由も記入してください。
※１号認定を希望される方は、記載不要です。

令和９年４月１日現在において１８歳未満の児童の中で、１番年長の児童から数えて、３番目以降の児童である場合に、第３子以降利用料無償化の対象になります。
該当する場合に「有」に○をつけてください。

２希
童の
れか
者手
の支
の場合は、障害者手帳等の写し（コピー）を添付してください。
の４月１日現在
祉手帳）の交付
ください。
ください。）

| 保育の実施の要否 | 保育実施期間 | 保育の実施基準番号 |
|---|---|---|
| 要・否<br>（理由）<br>□１号　□２号　□３号<br>令和　　年　　月　　日承諾 | 自　令和　　年　　月　　日<br>至　令和　　年　　月　　日 | 両親：（　　）（　　） |
| | 入園施設 | |
| | 備　　考 | |

## 記　入　上　の　注　意

この入園申込書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ、京丹波町教育委員会学校教育課または各こども園に提出してください。なお、同一家庭から２人以上の児童が同時に入園を申し込む場合は、児童１人につき１枚の用紙に記入し、提出してください。

１　「入園希望園」の欄は、希望する順位に従い、こども園名を記入し、そのこども園を希望する理由を記入してください。（例）「自宅（職場）から近いため」など

２　「保育希望期間」には、毎年４月１日を基準に翌年３月３１日までの１年間を上限とし、下記３の保育の実施を必要とする理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。

３　「保育の実施を必要とする理由」の欄については、（　）内に両親（両親と別居している場合には、現在児童の面倒を実際にみている者）が下の表の（１）から（９）までに掲げるいずれの場合に該当するかを判断し、その該当する番号をすべて記入するとともに、具体的な状況についても同欄に記入してください（例えば、（１）に該当する場合は勤務先・就労時間・就労日数等、（２）～（４）では出産日や傷病名・治療見込み期間等、（５）では災害の程度・復旧見込期間等、（6）以降については具体的な状況等）。なお、具体的な状況を確認するために、別途教育・保育給付認定申請において就労証明書類等の提出が必要となります。

４　こども園への入園については、次のようにご希望に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。
- 保育の実施を必要とする基準に該当しないため、入園が認められない場合
- 希望者が多数いるため、希望するこども園へ入園できない場合
- 保育の実施を必要とする基準の該当事由により、保育の実施時間の希望に添えない場合

### 保育の実施を必要とする基準

２号及び３号認定を受けこども園へ入園できる児童は、その児童の保護者（両親や両親にかわって児童を養育している者を含む）のいずれもが、次のいずれかの事情に該当する場合で、かつ、保護者以外の同居の親族等も、その児童の保育をすることができないと認められる場合です。

（１）就労（家庭外・家庭内労働）… 保護者が１か月間において４８時間以上労働することを常態としている場合。
＊原則、１日４時間以上、かつ週３日以上の勤務常態での就労。
（２）妊娠（産前）・出産（産後）… 妊娠中であるか、出産後間がない場合。
（３）保護者の疾病・障害 … 疾病や負傷、精神もしくは身体に障害を有している場合。
（４）同居親族等の介護・看護 … 常時、介護または看護している場合（長期入院含む）。
（５）災害復旧 … 震災、風水害、火災、その他の災害復旧に当たっている場合。
（６）求職活動 … 年度当初に限り、求職活動を継続的に行っている場合。もしくは、入園児童の保護者が年度途中に離職し、求職活動を行う場合。
（７）就学・職業訓練 … 大学、高等専門学校、専修学校等への在学、または求職者の就職支援に関する職業訓練を受けている場合。
（８）虐待・ＤＶの危惧 … 子育てへの不安や負担から虐待が危惧される場合、または配偶者からの暴力（ドメステイック・バイオレンス）により保育を行うことが困難な場合。
（９）育児休業取得時の継続利用 … 保護者が育児休業を取得する時点で保育所等に入所している児童があり、継続して利用する必要があると認められる場合。